最終回答

平成２７年度の人事委員会の勧告は、給料表、地域手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当、初任給調整手当を引上げる内容です。

このうち、期末・勤勉手当について、人事委員会勧告のとおり平成２７年度より年間０.１月分を引き上げ、その割り振りは、勤勉手当について、６月及び１２月に支給される月数をそれぞれ０.０５月分引上げ、０.８月分とします。

なお、成績区分に応じた成績率については、これまで皆様方と協議してきた経緯を踏まえ改めて示します。

また、単身赴任手当については、国の取り扱いに準じ、平成２８年４月１日より基礎額及び加算額を引き上げることとします。

なお、技能労務職員の期末・勤勉手当及び単身赴任手当の取扱いについては、行政職給料表が適用される職員に準じることとします。

申し上げた内容で、関係条例（案）を平成２８年２月の定例府議会へ提案します。なお、勤勉手当の引上げに伴う差額支給の時期については、関係条例の議決を得られれば、その段階で改めてしめします。

　要求に対する回答は、以上です。